

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第6回）＜議事録＞

開催日時：平成24年2月14日（火）13時30分～15時05分

開催場所：浦安市消防本部多目的ホール

【出席者】

下田直樹委員長、谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、藤崎広和委員、西田俊光委員、内村好夫委員、樽林元樹委員、上田亜紀委員、神谷澄子委員、成田克信委員、相馬茂委員、足立誠之委員、田中美樹子委員、枝川芳子委員、西田良枝委員、白川洋子委員、鶴見仲寛委員、上林正和委員、緒方利昭委員、橋野まり子委員

○事務局 本日は、お忙しいところ、浦安市障がい者福祉計画策定委員会第6回にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。本日は、その他を含めまして、4件の議題について審議等をしていただきます。

今後の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

○委員長 今日は、パブリックコメントを中心にいろいろと委員の皆様と議論していきたいと思えます。

それでは、忌憚のないご意見をいただきまして、いろいろと活発に議論をして、少しでもいい障がい者福祉計画を策定していきたいと思えます。力を合わせていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今日の議事次第、お手元にご覧いただけますように4点ございますが、そのうちの第1点目、パブリックコメントの結果について事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局 パブリックコメントの結果につきまして、ご報告を申し上げます。

「障がい者福祉計画パブリックコメント」を事前にお配りしてございます。今回のパブリックコメントで意見をいただきました総数ですが、38人の方からいただいております。項目につきましては132項目、意見をいただいております。内訳といたしまして、市内に住所を有する方が2名で4項目、市内の事業所に勤務している方が36名で128項目、合計132項目のご意見をいただいております。

これらのご意見でございますけれども、A、B、C、Dと4つに振り分けをさせていただいております。Aが意見を受けて、加筆修正したもの。Bが、計画案に意見の考え方が概ね

含まれていたもの。Cが、計画案に意見の考え方が一部含まれていたもの。Dが、計画案に意見の考え方が反映・修正されないものとしてございます。

Aが9件、Bが41件、Cが26件、Dが56件ございます。132項目ございますので、すべてをご説明するのは時間的に難しいところでございますので、Aにつきましてご説明をさせていただきます。

対応Aとしたもの、意見を受けて加筆・修正したものが9件ございます。通し番号1番から9番までにつきまして、事務局のほうで検討いたしまして、福祉計画の変更をしてございます。見直しの箇所でございますけれども、議題の2で改めてご説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

パブリックコメントにつきましての説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関しまして、質問あるいはご意見を受け付けたいと思います。何か質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 Dの「計画案に意見の考え方が反映・修正されないもの・その他」が56件、結構な数があるのですが、これはどうなるのでしょうか。この計画案には載せられないけど、ほかのところでちゃんと押さえていたり、解決に向けて何らか具体的に決まっているものがあれば、教えてほしいのですが。

○委員長 この点につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

まず意見には反映されないものというもので、どういうものがこの中に入るのかということをご説明させていただきます。

「意見の考え方が反映・修正されないもの」という中のご意見ですけれども、まずこの計画と関係のないご意見というのが場合によっては出てまいります。そのものにつきましては、この計画に当然のことながら反映できないものですので、反映をしてございません。

それから、もう1点でございますけれども、ご意見としてはいただきますけれども、なかなか計画に反映することは難しいというものにつきましては、Dと判定してございます。将来的にこちらのご意見につきましても、3年後、6年後といった障がい福祉計画を策定していく中で、反映できるものは中にはあろうかとは考えてございますが、現計画につきましてはなかなか難しいという考え方でございます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○委員 パブリックコメントのお答えの中で、内訳の市内の事業所に勤務している方36名とございますが、これは当事者だけなんですか。それとも、職員の方も含まれているんですか。

○事務局 職員の方は含まれてございます。

○委員 どの程度の割合でしょうか。

○事務局 割合としては100%が従事されている方です。

○委員 当事者ではないということですね。

○事務局 はい。

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、ほかにございますでしょうか。

○委員 意見というかパブリックコメントの募集の仕方なんですけど、やっぱりアナウンスが十分に行き渡っていなかったように思うのですね。しかも、期間も短かったし、年末のバタバタから、年が明けたら気がついたら始まっていて、ああ、もうすぐ終わっちゃうという感じでしたし、私は協会の中でメールニュースで流したんですけど、やっぱり知らない人も多かったのです。

あと、パソコンを見たときに、パッとすぐにここの場に行けなかったのですね。パブリックコメントを探すと、違うものが1個だけ出て。

私はあるということを知っていたから、あるはずだと思って違うところを操作していたら出てきたということがあったのです。なので、そういうところを工夫していただきたいと思いました。以上です。

○委員長 それは、次回以降十分な期間をとりアナウンスをして、またリンクしやすいような、すぐにパソコンで辿れるようなことにしていくようにします。

ほかにございますでしょうか。確かにちょっと期間的に短かったかなという感じも私自身も受けております。しかし多くのパブリックコメントが寄せられたということで、できる限り反映していきたいという方針ですが、中には反映が技術的にできないもののほか、また今後の課題となるものということで、素案としてまとめていくには多少の仕分けをせざるを得なかったということがございます。ただ、今後でもできる限り多くの意見を取り上げていきたいということがございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。ただ、途中で思い出したり、あるいはもう一度確認したいことがありましたら、戻っていただいても差し支えございませんので、議事を先に

進めさせていただきます。

次に、見直しが必要な箇所の検討について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 先ほどご説明いたしましたパブリックコメントで、Aの意見を受けたものほか、前回の策定委員会で意見をいただいたもの等、前回の計画から変更している部分がございます。

「浦安市障がい者福祉計画変更箇所一覧」をごらんいただきたいと思います。全部で5ページにわたっております。番号が1番から振っております。

これを順にご説明をさせていただきます。改正案を中心にご説明をさせていただきますと思います。素案は既にご説明をしておりますので、省略をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、番号の1番からご説明してまいります。下線の部分は修正しております。

「また、義務教育段階では、障がいがある子どもや特別な支援が必要な子ども一人ひとりの特性や教育的ニーズに的確に対応できるよう、すべての子どもが共に学び、共に育つ環境を整え、指導の充実を図ります。」

このように変更をしております。これにつきましては、特別教育支援プロジェクト会の議論、それからパブリックコメントでいただいたご意見に基づきまして修正をいたしましたところでございます。

お手元に「障がい者福祉計画（案）」がございますので、こちらも併せてごらんいただければと思います。修正版の20ページの記載部分が、第5回にお渡しをいたしました浦安市障がい者福祉計画素案とは変わっております。改正案の変更部分のページは、この修正版のページでございますので、併せてごらんいただきたいと思います。

それでは、続きまして番号2に移らせていただきます。改正案です。下線の部分だけ読み上げさせていただきます。

「平成24年度からの法改正を受け、引き続き円滑なサービスが提供できるように、事業者と連携を取りながらサービスの充実を図ります。」

このように記載しております。課題掲載箇所が誤ってございました。グループホームについての記載を45ページに書いてございます。法改正について追加をしております。

続きまして、番号3です。こちら、全面的に変わっておりますので、すべて読み上げさせていただきます。

「一時ケアセンターの推進 24時間365日の日中利用や宿泊利用が可能な「障がい者一時ケアセンター」の事業者と連携を図り、活用を推進します。特に、保護者の疾病等による緊

急利用について周知を図ります。」

と書いてございます。こちらはパブリックコメントで意見を頂戴いたしまして、見直しを
してございます。

続きまして、4番です。改正の部分のみ読み上げさせていただきます。「さらに、グルー
プホームの整備が不十分といった指摘や“親亡き後”の障がい者の生活においてもグループ
ホームが重視されていることから、今後、グループホームの長期的な整備が必要です。」

こちらの文言を従前に加えてございます。改正案は、「これまでは」という前に「ま
た、」という接続詞を入れてございます。

続きまして、5番です。「特別支援学校の通学支援」と表題を変えてございます。そして、
改正部分だけ読み上げさせていただきます。

「市内への分校・分教室の設置及びスクールバス運行」と、文言を変えてございます。こ
ちらは、現状についての的確に記載したということに変更をしてございます。

続きまして、6番です。就学相談体制の充実です。こちらも全文変えてございます。読み
上げます。

「教育と福祉、医療が連携をとり、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行える
よう、計画的な訪問活動や相談体制の更なる充実を図ります。」

このように変更してございます。これは前回の策定委員会でご指摘を受けたところでござ
いまして、このように変更をさせていただいてございます。

では、7番です。改正案をごらんください。「同行援護」と書いてございます。素案のほ
う、単純な打ち間違いでございました。誤字でございましたので、パブリックコメントでも
指摘をいただいております。こちらを「同行援護」と訂正をしてございます。

続きまして、8番です。「緊急通報電話貸与事業 重度身体障がい者のみの世帯等に24時
間体制の受信センターに通報される緊急通報電話を貸与します。」

こちらはパブリックコメントでご意見をいただいたところでございまして、この事業につ
きましては、既に実施はしているところではございましたが、サービス一覧に掲載がござい
ませんでした。したがって、この記載を追加してございます。

続きまして、番号9番です。地域生活への移行目標です。平成26年度末の施設入所者数
「55人」、入所数の削減目標人数「18人」、数値の修正をいたしてございます。

続きまして、10番です。訪問系サービスの利用実績。重度訪問介護平成23年度実績1,280
時間。こちらでも数値の修正をいたしております。

続きまして、11番です。訪問系サービス見込み量です。行動援護の時間です。24年度「675」、25年度「720」、26年度「765」。見込み量の見直しでございます。パブリックコメントでご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、12番です。訪問系サービス見込み量（月間）。同行援護の時間、24年度240、こちらは変更ございません。25年度「360」、26年度「480」。実利用人数、24年度、変更ございません。25年度「30」、26年度「40」。前回の策定委員会で議論の中でご指摘をいただいた箇所の見直しをしております。

番号13番、自立訓練、（生活訓練）の人日。24年度「150」人、25年度「150」人、26年度「150」人。（実利用人数）人、24年度「15」、25年度「15」、26年度「15」。数値につきましては、パブリックコメントの前後にも見直しをしております。

続きまして、14番。相談支援見込み量。計画相談支援（サービス利用計画）、24年度「150」、25年度「300」、26年度「450」。地域移行支援、24年度「3」、25年度「3」、26年度「3」。地域定着支援、24年度「2」、25年度「2」、26年度「2」。見込み量を見直しでございますとともに、パブリックコメントでもご指摘をいただいたところでございます。見直しをしております。

続きまして、15番、見込み量、相談支援事業、「障がい者相談支援事業」と変更をしております。パブリックコメント及び県の計画作成方針により表現の見直しを行いました。

続きまして、16番です。「地域生活支援事業の取り組み」「日常生活用具給付等事業に用具毎の内訳を掲載」と、県の計画作成方針により追記をしております。

続きまして、17番も同様の修正理由でございます。「地域生活支援事業の取り組み」「地域活動支援センター事業」「日あたりの利用人数見込みを掲載」「設置箇所と利用人数を市内・市外に分けて掲載」。

続きまして、18番と19番でございます。修正理由、申しわけございません、訂正をさせていただきます。お手元にお配りしている資料ですと、18番と19番の修正理由が「同上」となっております。申しわけございません、これ、「同上」ではございません。8番と同様です。18番と19番の修正理由は、「番号8と同様」、このように訂正をさせていただきたくお願いをいたします。「同上」ではございませんので、ご了承ください。

18番からご説明をいたします。「【利用実績】」「緊急通報電話貸与事業」「【見込】実利用見込者数」、21年度「13」、22年度「13」、23年度「13」。「【実績】実利用者数」、21年度「9」、22年度「13」、23年度「13」。パブコメの指摘事項の4番でご意見を頂戴し

でございます。既に実施している事業でございますが、サービス一覧に掲載がなかったものでございますので、掲載をさせていただきました。

資料をめくっていただきまして、19番です。「【見込み】」「緊急通報電話貸与事業」「利用者見込者数」、24年度「13」、25年度「13」、26年度「13」。修正理由は18番と同様でございます。

では、福祉計画（案）の106ページをごらんください。障がい者福祉計画第3章、障がい者福祉サービスの推進に「障がい児支援の取り組み」を追加してございます。こちらは前回の委員会でご説明したとおり、障がい者支援の取り組みはこちらの計画書に追加いたしますというのはご説明したところでございますが、106ページ、107ページに、「障がい児支援の取り組み」につきまして、前回お渡しいたしました素案にはなかった部分でございます。追加をさせていただいております。

続きまして、最後の21番でございます。策定案、福祉計画（案）では113ページです。113ページから121ページまで、「資料編」というものを今回追加いたしてございます。今まではこちら、資料編はついておりませんでした。今回、資料編として、まず「障がい者の状況」というものをつけてございます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を18年度から22年度まで表にしてございます。また、障がい種別の手帳所持者数の推移を入れております。これも116ページの4番、「保持者数」になっているところを今見つけまして、「所持者」ですね。誤字です、申しわけございません。訂正させていただきます。「手帳所持者数」です。

次に、117ページには、当計画策定委員会の設置要綱、それから119ページには、委員の名簿を、そして120ページに、当委員会のこれまでの経過を記載したものを資料として追加してございます。

1つだけ追加をさせていただきます。番号で15番ですが、「障がい者相談支援事業」というところですね。これに102ページを併せてご覧いただきたいのですが、こちらの障がい者相談支援事業の次に、「市町村相談支援機能強化事業」及び「住居入居等支援事業」というものも、新しく方針により追加させていただいております。

変更箇所のご説明につきましては以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまパブリックコメント等を受けましての見直しについてのご提案がございました。これにつきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 13番は、修正版の97ページとなっておりますが、98ページの間違いじゃないですか。

○事務局 ご指摘のとおりですね。13番の修正版のページは98ページです。ご訂正をお願いします。申しわけございません。

○委員長 13番ですね。修正版頁が97ではなく98という誤植でございますので、訂正をお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。何かご質問、ご意見、あるいはこの点はどうなったのかというようなことがありましたら、どうぞどしどしお出しただければと思います。

はい、お願いいたします。

○委員 今後の取り組みというところに、「障がいのある人、障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う相談支援事業を計画するとともに、専門職員を配置して、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担う相談支援機能強化事業も実施します。」という4行が入っているのすけれども、現在の委託相談事業の仕様書の中にも書かれていることなので、今後の取り組みというふうに表記した理由は何なのかなということが1つ。

それから、その下には、25年度に「基幹相談支援センターを設置します。」となっております。これは24年度の自立支援法のつなぎ法案で、総合福祉法も今回の国会では、5年間見直しの検討を据え置きみたいにならなっているんで、25年度にこの基幹相談支援センターという名称が残っているのが、総合福祉法になってしまうので違う名称になってしまうのかわからないのですが、今の時点でこういう表記の仕方でのよいのでしょうかということが1点。

それから、105ページにある今後の取り組みですけれども、日中一時支援事業は、ここに書いてあるとおり、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業に児童に関しては吸収されていくと思うんです。それで人数は数値が減っているというのは理解するのですが、浦安市の方針として、国の給付が優先で、日中一時は任意事業ということなのですから、その移行を意図的に進めていっての数値目標なのか、それとも、それは残しつつ利用者さんを選ばせる方針なのか。そこの数字の背景が知りたいので、その3点をお願いします。

○事務局 まず、1点目のご質問なんですけど、102ページの今後の取り組みのところ、今行っていく事業が書かれているということですので、表現のほうはこれが新しくなるということではないので、引き続き実施しますというふうに訂正をしていきたいと思っております。

また、その下の基幹相談支援センターについてですが、事後的にこの計画は新しい総合福祉法での事業等は想定しておりませんので、今示されているつなぎ法、障害者自立支援法で示されている事業について見込みを立てています。ただ、総合福祉法の成立は、福祉部会で厚生労働省から案が示されたようですが、その案の中には基幹相談支援センターという言葉はそのまま入っていたようです。本市については、地域自立支援協議会の事業者支援プロジェクトで相談支援体制の構築についてご意見を伺っているところですので、そこでの議論を踏まえて平成25年度に設置していきたいと考えております。

また、105ページの日中一時支援事業ですが、現在、日中一時支援事業の事業所の方とも協議をしているところです。浦安市だけでの考えではなく、制度的に国の給付で同じ事業があれば当然、国の給付の事業を優先するということになっておりますので、どのようにすれば履行ができるかということで、お願いと話し合いをしております。設備等の基準が整っている事業所については、順次、放課後等デイサービスのほうへの切りかえをお願いしているところです。

○委員長 よろしいでしょうか。

102ページに今後の取り組みの4行目に、「担う相談支援機能強化事業も引き続き実施します」という文言が加わるということでございます。よろしくお願いたします。そのほかございますでしょうか。

○委員 89ページの地域生活への移行目標というところで、「入所から地域生活への移行する目標人数」25人というのが出ておりますけれど、その後の見込み量という表のところなのですけれども、「地域移行支援」というのがありますね。その実人数というのが3年間で9名という形になっています。

地域移行支援というのは、入所とか入院された方、また地域に戻ってこころの包括的な支援をするという形の部分でのサービスだと思うんですけれども、25名というのを目標数値にしていて、それで支援するほうのサービスが3年間で9名という数値的な整合性というか、その辺のところはどこからこれが出たのかを説明していただければと思います。

○事務局 地域生活への移行目標25人なのですが、これは平成17年10月1日時点からということで、10年近い間の合計の人数が25人ということで目標としています。

100ページの地域移行支援ですとか、地域定着支援の実人数見込み量、実見込み量については、3年間で地域移行支援の合計が9人、地域定着支援の合計が6人になります。また、特にこの地域移行支援のチャンスを利用しなくても、グループホーム、ケアホーム等への、

また一般住居への移行という方もいらっしゃると思いますので、人数については今後考えた上での25名というふうに設定させていただいているところです。

また補足をさせていただきたいのですけれども、1月19日に県から地域移行支援と地域定着支援の利用者数の推計について、どのように目標値を立てるかという参考数値が出たところです。その中で、県全体の例えば精神病院からの退院などを含めた地域移行の数値目標というものが設定されておりまして、そこから浦安市も人数を按分して出したものです。根拠は、県から示された数値で計算をさせていただいたところです。

また、前回の第5回の委員会でご質問があった「実際に地域移行の支援をした人の数、退院をした人の数」ですが、データが無くてお答えできなかったのですが、浦安市にお住まいの方で退院した人が何人というデータは届いていないので、正確な数値はお答えできないのですが、浦安市の障がい福祉課のケースワーカーなどが直接関わらせていただいて地域移行された方というのが、毎年度、大体2人から3人ぐらいの実績がありました。今回の計画もこの実績からも大体の目安を出したものです。

○委員長 いかがでしょうか、今の回答で。よろしいですか。

○委員 修正点ではなくて、1個質問です。97ページと98ページを見てほしいんですが。就労継続のB型ほかの人数が、どちらの実績でも下がっていますよね。普通ですと、就労移行が仮に22年度62名という方が実績でいけば、24年度は全部とは言わないまでも一般就労する方が、浦安の場合20人ぐらいいますから、40何名が残るはず。事業化というのは、ずっと継続していく事業ですから、89人にいたら40人足しても120名という推移で行くのではないかと思われるのですね。同時に23年度の移行の人は25年度に落ちてくると。そうすると、こういう数字ではないのではないかと気がするのですね。

それともうひとつ現実的な話をすると、恐らくA型が40人ぐらい出るから、B型下がるのではないかというようなことを考えているのではと思うのですが、基本的には現場から見ると、B型の人がA型に行くとはなかなか思いつらい。就労移行をやっていて、一般就労はちょっときついという人たちがA型に行くという傾向に出るのではないかということで、B型がこのような推移の数字じゃないような気がするのですが、教えていただければと思います。

○事務局 今、お話があったように、A型も想定して、B型が減っています。また、91ページに、国の就労継続支援A型事業に対する目標の考え方が載っておりまして、今後はA型を推進していこうということで、国の目標が就労継続支援利用者の中の3割をA型にという目標があるものですから、実績とこの目標をあわせて数字を立ててさせていただいたところです。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 3割であっても、この数字になりますか。単純に移行の人が2年間で切れていって落ち込んでいく。現在89人いる方のうちから30%がA型に行くという数字じゃない。そうでしたか。

○事務局 26年の就労継続BとAの合計人数のうち、30%が就労継続Aというのが国の目標になっておりまして。

○委員 ですよ。だから、B型がもっと増えて、A型がもっと目標が増えるのではないかということをお願いなんです。要するに、今の89人のB型の人に、今年度は22年の就労移行の方が恐らく7割か6割ぐらい乗っかってくると。120何人になるのだろうと。次はもっと乗っかってくるから、150人になるのだということで、26年にはもっと乗っかってくるから、A型は50人とか60人の数字の目標になるのではないかということをお願いなんですけど。それは違うんですか、計算の方法が違うのですかね。

○事務局 今現在、23年度の実績で89人いらっしゃる、就労継続B型。A型がないのでB型だけですけれども、その人数が24年、A型に行く方とB型に行く方合わせて95人ということで、合計で見ると増えている形です。26年は就労継続のA型が40人、B型が80人ということで、合計120人。今、就労継続はB型だけですので89人の利用者さんですが、A型、B型合わせて26年度の末には120人になるという見込みになっています。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 どうぞ。

○委員 今の意見に対してですけれども、であるならば、この就労継続、国の基準にのっとってこの数字をつくられているならば、では、この就労継続のA型は本当に立ち上がるのか、26年度に。そのためには何が必要なかというのは、議論は多分されていると思うのですが、パブリックコメントにあったような、「就労継続A型事業所の市内への整備とあるが、行政が公設で整備するという事か。民間事業所にも側面的支援を行い積極的な事業参加を促すべきと考えます。」がDということで、今回は反映しないということになると、これの前の計画では、住まいのところで数値だけは出ていましたよね。民間の参入は限界があって、今回は補助金ということで一つ事業が新しく立ちましたけど、やはり絵にかいた餅だったみたいなどころがあるので。だとすると、この就労継続のA型とかB型のところは、絵にかいた餅の計画をつくっても仕方がないので、もう少しここについては、議論という

か吟味をする余地があるのかなと思いますね。

○事務局 就労継続支援A型の事業所の立ち上げについては、今、就労支援関係の事業所の方へお願いですとか、働きかけをさせていただいているところです。実際に具体的な助成だとか制度をつくるということまでは、現在考えておりませんので、それについてはこの計画の中に反映はしないということで、コメントをさせていただいたところです。ただ、支援の形にはさまざまあると思いますので、事業所の皆さんと話し合い、意見交換をさせていただいて、行政でできることがあれば、できる限り取り組ませていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 そのほか、ございますでしょうか。

○委員 96ページの見込み量の同行援護、20人、30人、40人と3年間でどんどん増えてきて、240時間、360時間、480時間と増えていますが、現状の移動支援に含まれている視覚障がいの方たちでこちらに移行する人数というのは、障がい福祉課がデータベースで多分お持ちだと思んですが、それがこの数字だという理解でよろしいですか。

○事務局 現在、移動支援をお使いで、視覚障がいの方が約40人いらっしゃいます。平成23年度の10月にできたサービスですけれども、平成23年度末現在で約20人の方の支給決定をしておりますので、24年度の見込みとしては、今決定している20人というふうに見込ませていただいて、26年度末までには現在想定できる皆さんに広げていくということで、40人と見込んだところです。

○委員 ありがとうございます。

残り2つあるのですが、就労移行は2年間という確か期限があったと思うのですが、地域自立支援協議会での話し合いを経て、もう1年頑張りましょうというか、あと1年のプランが立ったものについては3年目というのが見込まれているじゃないですか。今まで私が知っている範囲では、3年目は1例も無いのですが、行われているのであれば、先ほどの訓練等給付の見込み量も少し変わってくるのかなと思うのですが、その部分というのは反映されているのですか。

○事務局 正確に3年目の方を何人というように具体的に見込んだわけではないのですが、実際にはやむを得ない事情等で、3年目の支給決定をしているという実績はあります。現状もそういった方も含めた利用実績から、全体から見ているところです。

○委員 ありがとうございます。

最後なのですが、障がい者の住まいに対する計画のところ。浦安市の介護保険の運営協議会の議事録を直近のものを幾つか読ませていただいたんですが、その中で厚生労働省のグループホームとケアホームではなく、国土交通省の制度とかサービスつき住宅の誘致とかと質疑がされていて、そこに関して、浦安市が補助金だったか予算をつけてというお答えだったか、予算措置までも含めて誘致を考えますということを計画の中といいますか質疑があったので。そうすると高齢者のほうは、そのサービスつき住宅の中では「高齢者等」と書いてあるんですね。それこそ母子家庭の人であったり、障がい者の人だったりというのが一緒に住んでいいですよ、その対象に入っていますよという制度なので、だとすると、介護保険の運営協議会ではやりますと言っていて、障がい者のほうではそれはしませんという、言っているが部局によってずれてしまうので、その辺、もし部局をまたいで何かできるのであれば、一度ご調整いただきたいということをお願いします。

○事務局 確認させていただきます。

○委員長 お願いいたします。

○委員 100ページなのですが、住まいのことはパブリックコメントにもたくさん載っていますし、この地域自立支援協議会の中でも地域で暮らせるケアホームとグループホームの設置をというような議論を結構してきたと思うのですが、この数値目標をこのように立てたのは、国とか県からの指導があってこうやって数字を出しなさいという背景があるのであれば、教えていただきたいですし、もし無いとしても、この数字をどうやって出し、この数値で本当によいのか。

以前調べたときに、40人だかすごい人数が、浦安市外に行っているということもあって、自宅に暮らしている障がい者の数というのはもっと多くて、ここは本当に逼迫していると思うんですね。なので、ここで私たちが取り組める部分や、数値の目標をきちんと立てておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、検討いただければと思います。

○事務局 グループホーム、ケアホームの見込みの方法ですけれども、23年度現在、グループホーム、ケアホームお使いの方が市内、市外合わせて25人いらっしゃいます。平成23年度から市内にグループホームの定員を増やすということで、市独自のグループホーム整備・補助制度をスタートしましたので、その制度自体が最低4人以上、定員をさらに増やすという目的で公布しているところです。これは平成24年度についても、予算要求をして、継続して毎年4人以上は増やしていきたいという具体的な目標を持っています。

また、グループホーム、ケアホームと施設入所を合わせて、市外にお住まいの方が確か70

人前後いらっしやったのですが、その方全員が浦安市に移動してくるということでの見込みよりも、直近の3年間の計画ですので、今ある制度でまず着実な目標ということで見込ませていただいたところです。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 理解はしました。けど、4人の制度をつくったから最低限の4人を目標というのは、どうなのかなとは気がしましたがけれども、施策との対応をしなきゃいけないので、実現するためのものがないと、確かに目標は絵に描いた餅になっちゃうからそうなのかなと。

○委員長 わかりました。

○委員 すみません、質問の流れで聞きたいのですが、この数字というのは、今現在の数字、プラス4名を見込まれているということでよろしいわけですか。

○事務局 はい。24年度については今よりも増える見込みで計算しております。

○委員 24年度は施設入所支援の、県外も含めて55名ということですよ。

○事務局 浦安市内には施設がありませんので、この施設入所支援ご利用の方はすべて市外の事業所になります。

○委員 はい。恐らくこれ、25年度とか26年度は20名、26年度は20名となっていますけど、これはもっと増えるんじゃないかなという感じは持っているのですけどね。増えれば増える分だけいいですけど。

パブリックコメントの改正案のところで、アンケートの調査結果によると持ち家が66.3%で6割以上いるんですよ。こういう持ち家があるところというのは、今後どのようになさるといえるのは、考えておられますか。持ち家の方が親無きあとに一人になった場合にどのようになさるのかなと。現実にそういう方もいらっしやるので。

○事務局 この持ち家に住んでいる方については、例えば住宅改修ですとか、持ち家で使える支援をしていくということで、その持ち家がその後どうなっていくかということについては、特に計画の中ではそこまでは見込んでいないところです。

○委員 こういう持ち家が出た場合に、行政のほうで借り上げるという形というのはとれるんですか。

○事務局 今現在、そういった具体的な制度はまだ立ち上がっておりませんので、今後、今のご意見を参考に関係部署のほうには伝えていきたいと思います。

○委員 先ほど浦安市は施設が無いからということで、もくせい園とやまぶき園の人も全部、市外という扱いで合計しているんですか。

○事務局 はい。事業所が所在している住所地が市外なのか市内なのかということでは、もくせい園は市外になります。

○委員 わかりました。それから、先ほど親亡き後の持ち家をどうかという話が出ましたが、だいぶ前ですが、松戸市でそういうことがありました。ご両親が亡くなってしまって、持ち家をグループホームに直したということが前にありましたので、参考にできるかと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○委員長 ご意見ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご意見あるいはご質問、やりとりがありましたので、次に引き続きまして、議題3つ目の資料編についてということで、既にお手元にございます計画案の資料編についての説明をお願いいたします。

○事務局 福祉計画（案）の113ページから121ページまでが、これまで委員会にもお示していない部分の資料編でございます。先ほどご説明いたしました、障がい者の状況と、当福祉計画策定委員会の要綱と名簿、そして本日までの策定経過につきまして記載をさせていただきます。

資料編につきましてのご説明は以上でございます。

○委員長 113ページ以降のところはその資料ということで、新たに今回の計画の中につけ加えられたという説明でございます。

これについて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 非常に初歩的なことなんですけど、知的障がいの療育手帳所持者でそうなのかと思うのは、重度の方とB1とB2の差の数を確認しても、軽度の方は、もっと多いはずなので、取っていない人は、多分、この何倍もいらっしゃるのですね。取ろうと思えば取れるだろうが、取っておられない方がすごく多いのだなということをもものすごく実感して、ここにおられる方の中では、私たちがここの部分には重なる方たちの人数を毎日見ていると思うので。

実は、私たちは、ここに今載っているいろいろなサービスは余り使っていないんです。使っていないけど、じゃあ使っていないから楽に生きているというと、実は楽に生きていない。非常に苦労しながら生きていて、ただ、使えるサービスがないし、こういうことを相談したいということがなかつたりするのが、多分、計画の中に入っていないんだなって。ニーズを引き出してもらう、聞き出してもらうところに入っていないんだなというふうに実感しました。この辺の人たち、数は多いはずなんですけど、声が全然ここに入っていないんだなって、私たちが悪い部分もあると思うんですけど。

○委員長 ご意見ありがとうございます。ニーズを引き出すという、非常に重要な、この計画をつくる上の基本的なところを、もっと本当に真剣に考えていかなきゃいけないと。

○委員 恐怖を感じますね。

○委員長 恐怖。

○委員 手帳を取られていない、背後にいらっしゃる方のニーズを、行政だから手続上しようがないんだろうとは思いますが、聞き取りもしてもらっていないし、だからパブリックコメントも寄せていないし、だけど、日常困っている人は本当に多くて、その人たちが困っているところを直してもらうことは、ここでも話し合われていないというのがどうしたらいいんだろうと。

○委員長 ご意見ありがとうございます。

これについて、市からございますでしょうか。

○事務局 発達障がいの方については、現在は療育手帳の対象とならない方も実際にはいらっしゃるかと把握はしております。ただ、障害者自立支援法、今回つなぎ法で改正になっていますが、その中でも発達障がいの方も対象者ということで明確に規定し直されたところです。手帳がないということで、なかなかその把握が難しいとは思いますが、今後その法律が対象となるための診断書ですとか、どんなものを基準としてサービスの利用対象にしていくのかという、その法律についても皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

また、コスモの会や自閉症協会のように会が立ち上がっているところにつきましては、意見交換等積極的にさせていただきたいと思っておりますので、また、そういった会の中でご意見、いろいろ教えていただければと思っております。

○委員長 委員会でも、どしどし言っていただいて、そこから市と一緒に協議していくようなことが必要なのかなということを改めて感じました。どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員 今の流れから、私も気になったので。私が思っているのは反対に、手帳を取れない人がいるということなのですね。発達障がいだけだと手帳が取れなくて、パブリックコメントにあるのですが、「知的・身体の障がいを伴わない場合、受けられる支援は限られています」「それでは2次障がいが出てからということになってしまいます」というところの、この部分の重さを知っていただきたいなというのがすごく強い思いです。

手帳をあえて取らない方とか、取れない方というのは確かに軽度であるので、問題がすごく見えづらいと思うのですね。学校でもある程度名簿ができたりとか、人間関係がそこそ

ことれていると、実際あるサービスを使うところまでどうしようかなというところが本音だと思うんですね。

スタッフと一緒にじゃなければ、どこにも出かけられないわけじゃなく、自転車に乗っているところに行ける。とって、でも、普通の子のようににはできないので、教えなければいけないことがあるという時には、サービスはすごく使いづらいと思うのです。それはサービスの形がどうのというよりも、本当にほしいのは見守りなんですね。少し離れたところから見守るという活動なんですけど、それは事業者にはお願いできないのですね、責任問題とか発生するので。じゃ、だれがやるかと言ったら、親になって。でも、親も限度があるので、そうすると最低限でもできることはGPSで探りながら、どこにいるかとか、あと探偵のように後をわからないようにつけて歩くとか、そういうことで結局、親がやるのですけど。

軽度の子の生きづらさとか、育てづらさというのはすごくわかりづらいと思うんですね。本当に今、具体的にお話ししたとおりですけど。なので、この2次障がいというところが、うちは軽度ではないのですけれども、これを今すごく感じていて、その軽度の子たちが、わかりやすい問題行動を起こさずにきて、2次障がいを一回起こしたときの親御さんの心中たるや、大変なことだと思うんですね。なので、これはBになっていてどこかに反映されているのだろうと思うのですけれども、健常な人のようにしていくとかそういうことではなく、これはまた違うところにもあったのですけど、重いとか軽いとかに関係なくというのは、重い人側の言葉だけではなく、軽い人側の言葉でもあるということをしごく心にとどめておいてほしいと思うんですね。

軽い子というのは、やっぱり学校とかでも、しつけの範囲じゃないかと誤解を受けやすかったり、これができるんだったらこれもできるんじゃないのと誤解されやすかったり、でも、発達障がいの子は同じレベルのことがある場面でできても、全く違う場面で起こったら、全く違うこととしてまた改めて教えなきゃいけないとか、そういう難しさがあるということをやっぱり理解されていないんだなと。

それと、真逆にことになっちゃうかもしれないんですけど、発達障がいということがあまり勉強され過ぎてしまうと、ある危険性をはらんでいるとも思っていて、とにかくどんな子も何かしらの生きづらさとか難しさはあるんだなということ、まず大前提に思っていた上で、その子をずっと見ていたら、あっ、この子には発達障がいというものがあつたんだとわかるという順番じゃないと、本当に怖い世の中だなと思うんですね。まずは2次

障がいを見つけて、この子、絶対おかしい、ああ、やっぱりというやり方に逆になっていくと、とても恐ろしい世の中になっていってしまうと思うので、まずは「子ども」ということから始まって、「この子にはこういう特性がある」。見ていたら、「どうも普通の範疇からちょっと、という発達障がいが入っていた」。じゃ、「どういう手立てが必要か」という順番で行かなければいけないということを絶対忘れてほしくないというのが、親の強い思いです。

○委員長 貴重なご意見、ありがとうございました。

ぜひ、今のお話をこの委員全員で共有して、今後計画、あるいは施策を考えていく上での共有の認識としていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

○委員 今のは、非常にデリケートな問題で、個々にケース毎に違うということで、視覚障がい者の場合も非常にそれが言えることなので。実は、こういうケースは実際に聞いています。医師の判定で、障がい2であるということで申請をしたんです。その申請をしたところ、県の判定で5になってしまったと、そういうことが実際あったと。それで、その人はまたお医者さんのところへ行ったら、やっぱりおかしいねということになったということがあるらしいのですね。

私はフォローしていませんけれども、それはかなり障がい福祉課でフォローアップしていただかないと、実際、県では書類審査なので、やっぱり専門家の医師の判定を主にやるべきだと思うんです。そういうのは個々のケースは非常にデリケートな問題を含んでいますから、今の話とは直接は関係ありませんけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 よろしくお願ひいたします。適切なフォローアップを今後、行いたいと思います。

ご意見、ありがとうございました。

それでは、今いろいろ出たご意見を私たちの共通認識として、さらによい計画ということで議論を進めていきたいと思います。

○事務局 では、議題の4、その他でございます。

本日、いろいろご議論いただきまして、ご指摘もいただいたところでございます。例えて申し上げますと、102ページで「引き続き」という文言訂正がございました。本日の議論でございますけれども、計画に反映させることにつきましては、事務局の一任とさせていただきます。今後、計画書の作成の工程に入らせていただきまして、3月31日までに納品を完了するように手配をいたしたいと思ひます。

○委員 納品の完了とは。

○事務局 障がい者福祉計画を規定数量、印刷・製本をします。ご存じのことかとは思いますが、市の場合は年度予算でございますので、3月31日までに予算が執行完了しなければなりません。3月31日までには、私ども事務局のもとに福祉計画書が納品されていなければいけませんので、印刷工程に入らせていただければと、このようにお願いをするところでございます。

○委員長 障がい福祉課にある計画が製本の上、納品されるということでございますね。

○事務局 はい、そうです。

○委員長 わかりました。そうすると、私たちの手元に来るのはもう少し後になるということ
で了解をするということですね。

ということでございますが、何かこの件について確認したい事項等ございますか。

また、これにつきまして、今後の計画書の印刷・製本工程の入稿を含めまして事務局一任
ということで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局に一任するというようお願いしたいと思います。

そのほか、事務局のほうからご連絡はございますか。

○事務局 ございません。

○委員長 どうもありがとうございます。

それでは、これまで6回にわたりまして、浦安市障がい者福祉計画策定委員会ということで、いろいろと議論を交わしました。また、計画書そのものをたたき台としまして、いろいろご意見を頂戴し、またパブリックコメントを受けて、いろいろな文言の訂正、また数値目標の見直しを行ってまいりました。

○委員 最後、その他というので待っていたんです。

○委員長 そうですか。では、この後にすぐ。

ということでございますので、いよいよ印刷・製本に入ります。どうもありがとうございました。まずはお礼を申し上げます。

○委員 自立支援法ですか、これが変わるというのですけれども、視覚障がい者の問題が、私
新米なものですからよくわからなくて、さっきもどなたかお話になった同行支援の問題です
けれども、こういった会に出るとか、学校に勉強に行くとか、そういった時には同行支援を

使うことができるということなんですけれども、今、視覚障がい者も、我々のトパーズクラブに入っている人、それから入っていない人も含めて、やっぱり社会に出て働きたいという人が非常に多いんですね。で、自立支援法では、その同行支援については営業を伴うものについては使えないということになっているらしいんですが、例えば会社勤めをしている人が目が見えなくなって、それでも会社に勤められるかという場合に、これはいいわけですね。

障がい福祉課の方からお答えいただきたいんですが。

○委員長 会社に行く場合ということでもいいですか。

○委員 そうです。

○事務局 基本的には今、委員がおっしゃったように、国の介護給付である障がい福祉サービスについては、営業等の経済活動にはご利用いただけないというふうになっています。ただ、同じような支援で、浦安市では移動支援という事業を行っておりまして、こちらのほうは、例えば短期的に会社までの道のりに慣れるまでの期間ですとか、そういったことがサービス計画に盛り込まれていれば、1カ月の支援とか2カ月の支援という、一時的な支援をさせていただく制度がございますので、個別にご相談いただければ対応させていただきたいと思えます。

○委員 ただ、全盲になっておられる方なんかは、非常にそれは困難である。特にマッサージの資格を取られる方が多いんですね。そういう方はマッサージの資格を取っても、マッサージを受ける方のところに実際行けないと。これだと生活できない。生活保護をもらうというような格好になってしまうので、ここはやはり自立支援法の精神からいって、あまりいいことじゃないんじゃないかと。何かそこを一工夫を考えていただきたいなど、短期的なものではなくてですね。これは今日役員会でお話が出ましたので、それをお伝えしたいと思います。

○委員長 どうもご意見ありがとうございます。

これにつきましては、地域自立支援協議会のほうで取り上げさせていただいて、具体的な政策、施策に持っていくような方向でいろいろと議論を進めていければなというふうに思っています。どうもご意見、ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに、何かございますでしょうか。

それでは、以上ですべての議題は終了いたしました。これをもちまして、障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。

本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。